

# 特定個人情報保護評価計画管理書

## 評価実施機関名

静岡県磐田市長

## 作成・最終更新日

令和2年6月8日

## 担当部署

磐田市総務課

# 特定個人情報保護評価計画管理書

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
1	住基法 第7条8の2号 等	住民基本台帳関係 事務	・住民記録システム ・住民基本台帳ネット ワークシステム 市町村CS(コミュニ ケーションサー バー)	○	令和2年4月1日			重点	平成31年4月1日			市民課
2	番号法 別表第一 16	地方税法における 個人住民税関係事 務	・個人住民税システ ム ・収納管理システム ・滞納整理システム ・課税支援システム	○	令和2年4月1日			重点	平成31年4月1日			市税課 収納課
3	番号法 別表第一 16	地方税法における 固定資産税関係事 務	・固定資産税システ ム ・収納管理システム ・滞納整理システム	○	令和2年4月1日			基礎				市税課 収納課
4	番号法 別表第一 16	地方税法における 軽自動車税関係事 務	・軽自動車税システ ム ・収納管理システム ・滞納整理システム	○	令和2年4月1日			基礎				市税課 収納課
-	番号法 別表第一 16	地方税法における 法人市町村民税関 係事務	・法人住民税システム	×							システム(事務) において特定個 人情報ファイル を取り扱わない ため、評価実施 対象外とする。	市税課 収納課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日	次回実施予定日		
-	番号法 別表第一 16	地方税法における その他の地方税関 係事務	使用せず	×							徴収対象となる 人数が1,000人 未満のため評価 対象外とする。	市税課 収納課
5	番号法 別表第一 30,16	国民健康保険関係事務	・国民健康保険シ ステム ・収納管理システム ・滞納整理システム ・国保情報集約シ ステム	○	令和2年4月1日			基礎				国保年金課 収納課
6	番号法 別表第一 68	介護保険関係事務	・介護保険システム ・収納管理システム ・滞納整理システム	○	令和2年4月1日			基礎				福祉課
7	番号法 別表第一 59	後期高齢者 医療保険関係事務	・後期高齢者医療シ ステム ・収納管理システム ・滞納整理システム ・広域連合電算処 理システム	×	令和2年4月1日			基礎				国保年金課
8	番号法 別表第一 31	国民年金関係事務	・国民年金システム	×	令和2年4月1日			基礎				国保年金課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署	
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
-	番号法 別表第一 8	障害児通所 支援関連事務	・障害児通所 支援システム	未定								対象人数が 1,000人未満の ため、評価対象 外とする。	こども未来課
9		手帳交付関係事務		○	令和2年4月1日			基礎					
9-1	番号法 別表第一 11	身体障害者 手帳交付事務	・身体障害者 手帳交付システム									手帳交付関係事 務として評価を 実施	福祉課
9-2	番号法 別表第一 14	精神障害者 保健福祉手帳交付 事務	・精神障害者 保健福祉手帳交付 システム									手帳交付関係事 務として評価を 実施	福祉課
10	番号法 別表第一 56	児童手当・特例給 付の支給に関する 事務	・児童手当システム ・総合行政システム	○	令和2年4月1日			基礎					こども未来課
11	番号法 別表第一 37	児童扶養手当 の支給に関する事 務	・児童扶養手当シ ステム ・総合行政システム	○	令和2年4月1日			基礎					こども未来課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
-	番号法 別表第一 46	特別児童扶養 手当の支給に関する事務	・特別児童扶養 手当システム	未定							対象人数が 1,000人未満の ため、評価対象 外とする。	福祉課
-	番号法 別表第一 47	障害児童福祉 手当等の支給に関する事務	・障害者国手当システム	未定							調査した結果、 対象人数が 1,000人未満の ため、評価対象 外とする。	福祉課
-	番号法 別表第一 15	生活保護関係事務	・生活保護システム	○							対象人数が 1,000人未満の ため、評価対象 外とする。	福祉課
-	番号法 別表第一 41	高齢者施設入所 に関する事務(老人 福祉法による福祉 の措置又は費用の 徴収事務)	使用せず (EXCEL管理)	未定							対象人数が 1,000人未満の ため、評価対象 外とする。	福祉課
12	番号法 別表第一 84	障害者福祉 サービス関連事務	・自立支援給付シ ステム ・自立支援補装具シ ステム ・地域生活支援日 常生活用具システ ム	○	令和2年4月1日			基礎				福祉課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
13	番号法 別表第一 84	自立支援医療 関係事務	・自立支援医療 更生医療システム ・自立支援医療 育成医療システム ・自立支援医療 精神通院システム	○	令和2年4月1日			基礎				福祉課
14	番号法 別表第一 94	子ども・子育て 支援に関する事務	・子ども子育て 支援システム	○	令和2年4月1日			基礎				幼稚園保育 園課
15	番号法 別表第一 10	予防接種に関する事務	・健康管理システム	○	令和2年4月1日			基礎				こども未来課 健康増進課
-	番号法 別表第一 10	予防接種による健 康被害の救済措置 に関する事務	使用せず (EXCEL管理)	未定							対象人数が 1,000人未満の ため、評価対象 外とする。	こども未来課 健康増進課
16	番号法 別表第一 76	健康増進に関する事務	・健康管理システム	×	令和2年4月1日			重点	平成31年4月1日			健康増進課

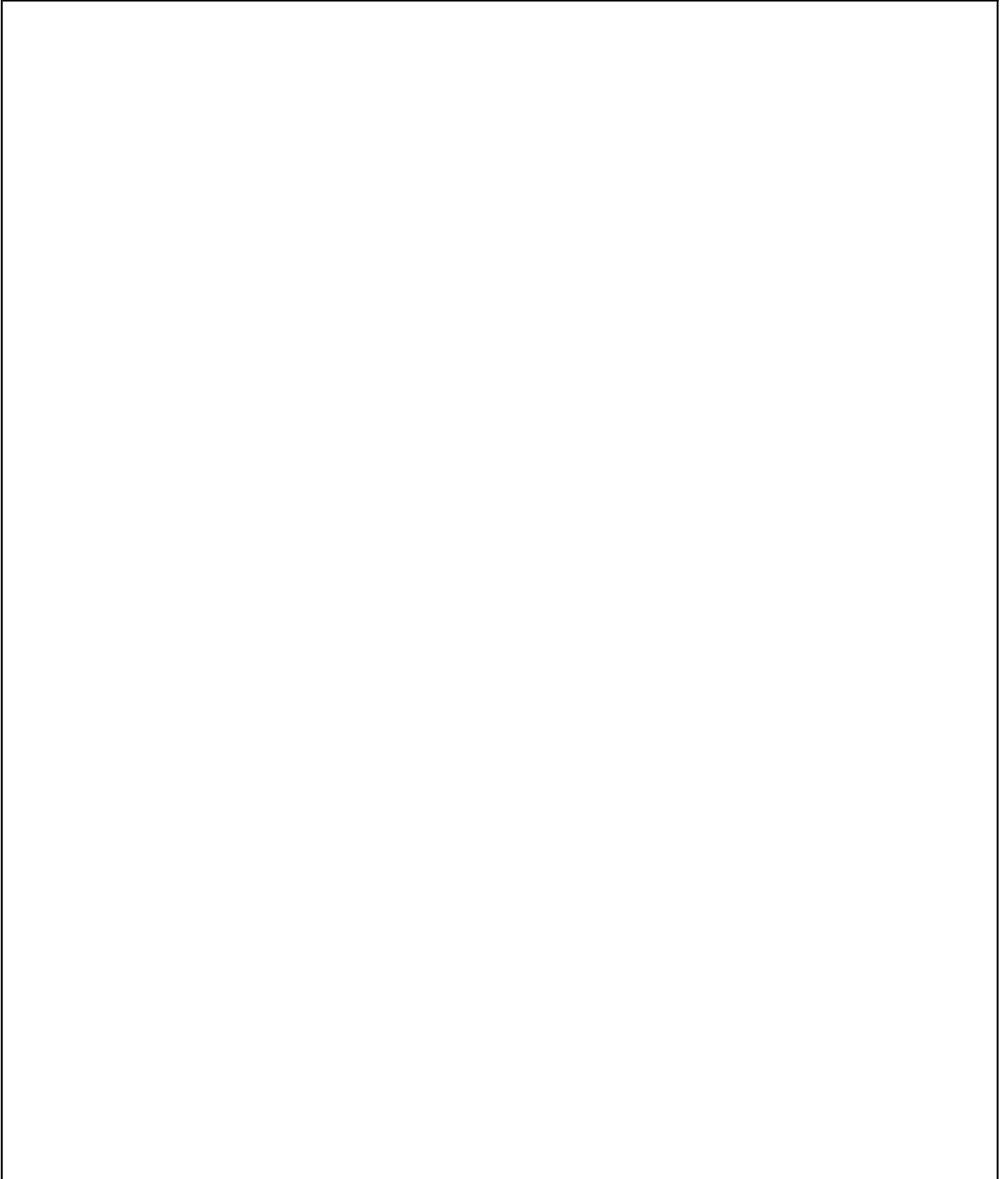
評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
17	番号法 別表第一 49	母子保健に 関する事務	・健康管理システム	○	令和2年4月1日			基礎	平成31年4月1日			こども未来課 健康増進課
-	番号法 別表第一 9	助産施設における 助産の実施に関する事務	使用せず (紙管理)	×							対象人数が 1,000人未満の ため、評価対象 外とする。	こども未来課
-	番号法 別表第一 12	障害福祉サービス、 障害者支援施設入 所に関する事務	・自立支援給付システム	未定							対象人数が 1,000人未満の ため、評価対象 外とする。	福祉課
24	番号法 別表第一 27	学校保健安全法 による医療に要する 費用についての援 助に関する事務	・就学支援システム	○	令和2年4月1日			対象外(基礎)				教育総務課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
-	番号法 別表第一 34	知的障害者福祉 サービス、障害者支 援施設入所に関する 事務	・自立支援給付システム	未定							対象人数が 1,000人未満の ため、評価対象 外とする。	福祉課
-	番号法 別表第一 45	母子家庭等自立支 援給付金の支給に 関する事務	使用せず (紙管理)	未定							対象人数が 1,000人未満の ため、評価対象 外とする。	こども未来課
-	番号法 別表第一 63	中国残留邦人等 支援給付の支給に 関する事務	使用せず (EXCEL管理)	未定			未定				対象人数が 1,000人未満の ため、評価対象 外とする。	福祉課
-	番号法 別表第一 19	公営住宅の管理 に関する事務	・市営住宅管理システム	×							対象人数が 1,000人未満の ため、評価対象 外とする。	建築住宅課



評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
-	番号法 別表第一 35	改良住宅の管理 に関する事務	・市営住宅管理システム	×							対象人数が 1,000人未満の ため、評価対象 外とする。	建築住宅課
18	番号法 別表第一 38	源泉徴収票等法定 調書作成事務	・財務会計システム	×	令和2年4月1日			基礎				会計課
19	番号法 別表第一 48	戦没者等の遺族に 対する特別弔慰金 支給事務	未定	未定	令和2年4月1日			基礎				福祉課
-	番号法 別表第一 40	戦没者等の妻に対 する特別弔慰金支 給事務	未定	未定							対象人数が 1,000人未満の ため、評価対象 外とする。	福祉課
-	条例 第3条 別表第一 1	外国人生活保護関 係事務	・生活保護システム	○							対象人数が 1,000人未満の ため、評価対象 外とする。	福祉課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
20	条例 第3条 別表第一 2	母子家庭等の医療 費助成関係事務	・母子家庭等医療 費 助成システム	○	令和2年4月1日			基礎				こども未来課
21	条例 第3条 別表第一 3	重度障害者(児)の 医療費助成関係事 務	・重度障害者(児) 医 療費助成システ ム	○	令和2年4月1日			基礎				福祉課
22	条例 第3条 別表第一 4	こどもの医療費助 成関係事務	・こども医療費 助成システム	○	令和2年4月1日			基礎				こども未来課
23	番号法 別表第一 16	寄附金税額控除に 係る申告特例(ふる さと納税ワンスト ップ特例)に関する 事務	・ふるさと納税 管理システム	×	令和2年4月1日			基礎				秘書政策課
25	番号法 別表第一 8	児童福祉法による 保育所における保 育の実施若しくは措 置又は費用の徴収 に関する事務	・子ども子育て 支援システム	○	令和2年4月1日			基礎				幼稚園保育 園課



**(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス**

**1. 個人番号にアクセスできるシステム**

個人番号を直接保有するシステム	
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	

**2. 個人番号にアクセスできないシステム**

ネットワークが物理的に分離しているシステム	
ネットワークが論理的に分離しているシステム	
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	